様式第１号(H30.4)

労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画（変更）届

労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）の中途採用計画（変更）を届け出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　 労働局長　殿

　 事業主　所在地　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 印

　 代理人　所在地　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

氏名

　 （提出代行者・　所在地　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務代理者）　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会保険労務士　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １申請事業主 | (1)　雇用保険適用事業所番号 | 　　　　　－　　　　　　　－ | (2)主たる事業 | 小売業（飲食店を含む）サービス業 ・ 卸売業 ・ その他 |
| (3)　常時雇用する労働者数 | 人 | (4)資本の額又は出資の総額 | 円 |
| ２中途採用計画 | (1) （計画の変更手続きの場合）　 　計画受付番号 |  |
| (2)　中途採用計画期間 | 平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日 |
| (3)　中途採用実施区分 |  | ①中途採用率の向上　　　 |  | ②45歳以上の方の初採用 |
| (4)　(3)の①「中途採用率の向上」に取り組む事業主 | ①計画前中途採用率 | ②計画期間目標中途採用率 |
| Ａ中途採用者数 | 人 | Ａ中途採用者予定数 | 人 |
| Ｂ採用者総数 | 人 | Ｂ採用予定総数 | 人 |
| Ｃ中途採用率〔（A/B）×100％〕 | ％ | Ｃ中途採用率〔（A/B）×100％〕 | ％ |
| (5)　(3)の②「45歳以上の方の初採用」に取り組む事業主 | (1)の中途採用計画期間の初日の前日以前に、雇い入れ時の年齢が45歳以上の者を雇い入れたことの有無 | 有 | 　 |
| 無 |  |
| ３　２(2)の計画期間の初日より前の本助成金の支給の有無 | 有 |  | 無 |  | （左欄の「有」に○を付けた場合）助成の対象となった中途採用実施区分 | 　　　 | ①中途採用率の向上 |
| 　　　 | ②中高年齢者（45歳以上）の初採用 |
| ４　国・地方公共団体の補助金等の申請の有無 | 有 |  | (名称：　　　　　　　　　　　　　　　) | 無 |  |
| ５　中途採用計画の提出の日の前日から起算して６か月前の日から中途採用計画提出日までの間に事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む。）を行ったことの有無 | 有 |  | 無 |  |
| ６申請に関する担当者 | 所属 |  | 電話番号 |  |
| 氏名 |  | FAX番号 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※　処理欄（労働局記入） | 受理年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 受理番号 |  | 企業規模 | □　大企業　□　中小企業 |
| 受理印 |  |

【提出上の注意点】

１　この用紙を計画の届出のために使用する場合は、標題中「（変更）」を抹消して下さい。また、変更申請の場合は、標題の（変更）を○で囲んで下さい。

様式第１号（裏面）

２　この計画書は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出して下さい。

３　この計画書は、４に掲げる書類を添えて、中途採用計画の計画期間の初日の前日の６か月前の日から計画期間の初日の前日までの間に提出して下さい。

４　この計画書を提出する場合は、次の書類を添付して下さい。

(1) 中途採用計画（様式第２号）

(2)（中途採用率の向上に取り組む場合）中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第３号）

(3)（中途採用計画前に中途採用者の雇用管理制度が整備されている場合）

①　中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、能力評価規程等）

②　新規学卒者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、能力評価規程等）

（中途採用者に適用される雇用管理制度と異なる雇用管理制度である場合に限ります。）

(4)その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類

５　次の内容について当該計画の内容に変更が生じるときは、計画の変更を申請しなければなりません。変更の際は、この用紙を計画変更書として使用します。

変更の申請がなされず、都道府県労働局に提出された計画との違いがある場合、支給決定されないことがあります。

なお、①については、変更前の計画期間終了日の前日から起算して３か月前までに変更の届出をしてください。計画期間の変更は１回に限ります。

また、②から④については、変更が生じた場合遅滞なく変更の届出をして下さい。

①２(3）欄の中途採用実施区分が「①中途採用率の向上」の場合であって、中途採用計画の計画期間を延長する場合

　　②２(3)欄の中途採用実施区分が「②45歳以上の方の初採用」の場合であって、中途採用計画を変更する場合

　　③２(3）欄の中途採用実施区分が「①中途採用率の向上」の場合であって、中途採用計画届の提出時に添付した中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第３号）に記載した対象者に変更が生じた場合(中途採用計画届の提出日以降に中途採用計画期間の開始までに雇入れを行った場合)

④中途採用計画届の提出時に添付した中途採用計画（様式第２号）において、中途採用計画期間中に整備することとしていた雇用管理制度、各種規程について追加が生じた場合又は整備しなくなった場合

６　その他、この計画について労働局が立ち入り検査等を行うことがありますので、ご協力下さい。

７　支給申請するときは、必要な書類の整備又は提出が必要です。

【記入上の注意】

１　各欄とも、この計画届の提出日における現況を記入してください。

２　事業主が自ら申請を行う場合は、事業主の記名・押印が必要です。

３　申請者が代理人の場合は、事業主が代理人に対し、本助成金の申請手続きについての権限を委任したことを証明する委任状を提出してください。この場合、「代理人」の欄に記名押印又は自署による署名を行うとともに、「事業主」の欄は代理する事業主等の住所及び氏名を記載してください。

また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第２項に規定する提出代行者又は同令第16条の３に規定する事務代理者の場合は、「（提出代行者・事務代理者）社会保険労務士」欄に申請者の記名押印をするとともに、「事業主」の欄は事業主の記名押印又は署名を行ってください。

４　１(1)欄～(4)欄は、申請事業所における事項をそれぞれ記入してください。

　　１(3)欄の「常時雇用する労働者」は、２箇月を超えて使用される者（※1）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等（※2）である者の数）をそれぞれ記入してください。

※1 「２箇月を超えて使用される者」とは、実態として２箇月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び２箇月を超える雇用期間の定めのある者を含む。

※2 「週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等」とは、現に当該企業の通常の従業員の週当たりの所定労働時間が40 時間である場合は、概ね40 時間である者をいいます。

５　２(1)欄は、当該計画の変更の届出を行う場合に、中途採用計画届を提出した際の受付番号を記載してください。

６　２(2)欄は、①中途採用率の向上又は②45歳以上初採用に取り組む計画期間を記載してください。

７　２(3)欄は、該当する区分の□にチェックを付してください。

８　２(4)欄は、２(3)欄の中途採用区分が「①中途採用率の向上」の場合に、次のとおり記載してください。

「①計画前中途採用率」は、「中途採用率算定対象一覧（計画期間前）」（様式第３号）により算定した計画期間の開始日の前日から過去３年間の中途採用率、中途採用者数及び新規学卒者を含む採用者数を記載してください。

「②計画期間目標中途採用率」は、２(1)欄に記載した計画期間における、中途採用率、中途採用者及び新規学卒者を含む採用者計画数を記載してください。

なお、①、②とも、算定の対象となる者は、期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者に限ります。

８　２(5)欄は、2(3)欄の中途採用区分が「②中高年齢者（45歳以上）の初採用」の場合に、本計画届の２(2)欄に記載した中途採用計画の計画期間の初日の前日以前における中途採用実績の有無（※）について、当てはまる方に○を記載してください。

（※）雇入れ日における年齢が45歳以上の者を期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者として雇い入れたことがない場合であって、次の①、②のいずれも満たす場合は「無」となります。

　　①　2(2)欄の中途採用計画の初日現在で、事業所に雇用されている労働者の中に、雇入れ時の年齢が45歳以上であり、期間定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた方がいないこと。

　　②　2(2)欄の中途採用計画の初日現在で事業所を離職しており、離職から５年経過していない者の中に、雇入れ時の年齢が45歳以上であり、期間定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた方がいないこと。

９　３欄は、計画期間の初日より前の本助成金の支給の有無について、当てはまる方に○を記載してください。「有」に○を付けた場合、助成の対象となった中途採用実施区分について、当てはまる方に○を記載してください。

　　過去に、今回の支給と同一の区分での助成を受けたことがある場合、支給を受けることはできません。

10　４欄は、本助成金以外で国・地方公共団体からの補助金等を受けているかどうか、もしくは、申請する予定があるかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は受給している（受給する）補助金等の具体的な名称を記入してください。なお、欄に記入しきれない場合は、別紙（様式任意）にまとめてください。

11　５欄は、中途採用計画の提出の日の前日から起算して６か月前の日から中途採用計画届の提出日までの間に事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む。）したことがあるかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は本助成金の支給を上うけることはできません。

12　６欄は、本助成金の申請に関して、労働局との質疑応答が可能な方（代理人等の場合は代理人等）を記入してください。

13　「※処理欄」及び「※決裁欄」には記入しないでください。

【不支給要件】

以下のいずれかに該当する事業主に対しては、本助成金の支給を行いません。

１　支給申請書の提出日から起算して過去３年の間に雇用保険二事業に係る助成金等に係る不正受給を行った事業主であること。

２　支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主であること。

３　支給申請日の前日から起算して１年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行った事業主であること。

４　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第４項に規定する接待飲食等営業（同条第１項第１号又は第２号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第１１項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業主であること。

５　暴力団関係事業主等（以下の（１）又は（２）に該当する者をいう。）であること。

（１）暴力団が実質的に経営を支配する事業主等

事業主等又は事業主等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）暴力団が実質的に経営を支配する事業主等に準ずる事業主等

ａ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている事業主等

ｂ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業主等

ｃ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている事業主等

ｄ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業主等

６　破壊活動防止法（昭和２７年法律第２４０号）第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している事業主又は事業主の役員（事業主が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所等の代表者）

７　支給申請日の時点で倒産（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第３５条第１号に規定する倒産をいう。）している事業主（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に規定する再生手続開始の申立てをいう。以下同じ。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条に規定する更生手続開始の申立てをいう。以下同じ。）を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）であること。

【その他】

１　管轄労働局長は、本助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提出できない場合には、本助成金の支給を行いません。

２　本助成金の申請に当たって管轄労働局に提出した書類等については、本助成金の支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して５年間保管してください。

３　偽りその他不正の手段により本助成金の支給を受けた場合は、支給した本助成金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年５％の利息を付します。

４　偽りその他不正の手段により本助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主は、一定期間において雇用保険法に基づく助成金等の申請ができなくなります。